

令和 4 年

蒲郡市幸田町衛生組合議会

1 2 月定例会会議録

令和 4 年 1 2 月 2 2 日

蒲郡市幸田町衛生組合議会定例会会議録

令和4年12月22日（木曜日）

蒲郡市役所 第2委員会室

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議席の指定
- 第5 第5号議案 令和3年度蒲郡市幸田町衛生組合会計歳入歳出決算の認定について
- 第6 第6号議案 令和3年度組合市町の負担金総額の確定について
- 第7 第7号議案 令和4年度蒲郡市幸田町衛生組合会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|------|
| 1番 | 鈴木基夫 | 2番 | 大竹利信 |
| 3番 | 稲吉郭哲 | 4番 | 柴田安彦 |
| 5番 | 黒木一 | 6番 | 足立初雄 |
| 7番 | 松本昌成 | 8番 | 田境毅 |
| 9番 | 新実祥悟 | 10番 | 藤江徹 |
| 11番 | 丸山千代子 | 12番 | 青山義明 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|-------|--------|-------|
| 管理者 | 蒲郡市長 | 鈴木寿明 |
| 副管理者 | 幸田町長 | 成瀬敦 |
| 副管理者 | 蒲郡市副市長 | 大原義文 |
| 会計管理者 | | 西浦実都伸 |
| 参与 | | 飯島伸幸 |
| 所長 | | 千賀保幸 |
| 業務係長 | | 鈴木紳一郎 |
| 庶務係長 | | 小出敦子 |
| 庶務担当 | | 尾崎智志 |
| | | 鳥居栄一 |
| | | 近藤伸繁 |

本 田 和 広

午後 3 時 00 分 開会

○稲吉郭哲議長 皆さん、こんにちは。これより、令和 4 年 1 2 月蒲郡市幸田町衛生組合議会定例会を開会いたします。会議に先立ち、管理者から定例会招集について、挨拶があります。

管理者。

○鈴木寿明管理者 皆さん、こんにちは。本日は御多用の中、組合議会 1 2 月定例会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、1 1 月 1 日からの第 8 波によりまして感染拡大が懸念されております。1 2 月 8 日に発出されました愛知県医療逼迫防止緊急アピールに基づきまして第 8 波の感染拡大の抑制に向けて基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

セレモニーホールとぼねにつきましては、国が示すガイドラインの適切な運用に努めながら、引き続き細心の注意をもって運営しているところでございます。

清幸園衛生処理場につきましても、本年度の全員協議会で御報告いたしましたとおり、処理方法の変更までの間、引き続き計画的に修繕を行い、事故等なく安定的な運営に努めてまいります。

本日の定例会には、「令和 3 年度蒲郡市幸田町衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」をはじめ 3 件を提案させていただいております。詳細につきましては事務局から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○稲吉郭哲議長 これより会議を開きます。直ちに議事日程の順序に従い会議を進めます。

○

日程第 1 会議録署名議員の指名

○稲吉郭哲議長 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第 4 9 条の規定により、議長において 1 1 番 丸山千代子議員、1 2 番 青山義明議員を指名いたします。

○

日程第 2 会期の決定

○稲吉郭哲議長 次に、日程第 2 「会期の決定」を議題といたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

○

日程第 3 諸般の報告

○稲吉郭哲議長 次に、日程第 3 「諸般の報告」をいたします。

初めに、都築一三氏から、令和 4 年 1 1 月 2 1 日付で議員の辞職願が提出され、会議規則第 4 6 条第 2 項の規定により、同日中に議長において辞職許可をしておりますので、報告いたします。

次に、去る 1 1 月 2 9 日、幸田町議会で執行されました蒲郡市幸田町衛生組合議会議員補欠選挙において田境毅議員が当選されましたので、御紹介いたします。

田境毅君。

○田境毅議員 皆さん、こんにちは。幸田町議会議員の田境毅と申します。よろしく申し上げます。

日程第4 議席の指定

○稲吉郭哲議長 次に、日程第4「議席の指定」を行います。

今回当選されました田境毅議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席番号8番に指定いたします。

日程第5 第5号議案 令和3年度蒲郡市幸田町衛生組合会計歳入歳出決算の認定

○稲吉郭哲議長 次に、日程第5「第5号議案 令和3年度蒲郡市幸田町衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。

会計管理者。

○西浦実都伸会計管理者 第5号議案 令和3年度蒲郡市幸田町衛生組合会計歳入歳出決算の認定について、概要を御説明申し上げます。

決算書の1ページを御覧ください。歳入につきましては、収入済額3億3,809万34円で、調定額に対し収入未済額はございません。

次に、2ページを御覧ください。歳出につきましては、支出済額2億9,614万1,880円でございます。

この結果、決算額は歳入3億3,809万34円、歳出2億9,614万1,880円で、歳入歳出の差引残額であります4,194万8,154円が実質収支額でございます。この実質収支額につきましては全額、令和4年度へ繰り越しいたしました。

以上が、概要の説明となります。

なお、詳細につきましては、事務局が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○稲吉郭哲議長 所長。

○千賀保幸所長 第5号議案 令和3年度蒲郡市幸田町衛生組合会計歳入歳出決算の認定について、お手元の決算説明書により、順次御説明申し上げます。

決算説明書の2ページ、3ページを御覧ください。

まず、歳入ですが、1款は組合市町の負担金です。議会分として蒲郡市から22万9,000円、幸田町から16万3,000円、火葬場事業分として蒲郡市から9,980万5,000円、幸田町から3,597万5,000円、し尿処理場事業分として蒲郡市から1億768万3,000円、幸田町から5,435万2,000円を御負担いただいております。

2款は、使用料及び手数料です。1項の使用料は、斎場における2,443件の保健衛生使用料と清幸園衛生処理場におけるし尿及び浄化槽汚泥のくみ取り業者5社が、合計1万855車分搬入したことによる清掃使用料です。なお、清掃使用料では1.8キロリットルのくみ取り車両1台につき300円の使用料を徴収しています。2項の手数料は、斎場における5件の分骨証明書の発行手数料です。

3款の財産収入は、斎場に設置してある自動販売機の設置場所貸付料です。

一枚めくっていただいて4款は、令和2年度からの繰越金です。後ほど、歳出のところで御説明させていただきますが、令和2年度からの繰越金に関しましては組合規約に基づき計算し、同額を蒲郡市と幸田町の両市町へ返還金として精算しております。

5 款の諸収入は、組合預金利子と雑入です。

以上が歳入で、収入済額の合計は5 ページにありますように、3 億3, 809 万34 円、予算現額に対する収入済額の割合は100.2%であり、不納欠損額、収入未済額はありません。

続きまして歳出について、御説明申し上げます。6 ページ、7 ページを御覧ください。

まず、1 款議会費で主なものは議員報酬でございます。そのほかに、香料などの支出がありました。

2 款総務費は、このページと次の8 ページ、9 ページに記載してありますが、1 節で監査委員2 名の報酬、1 枚めくっていただき19 節負担金、補助及び交付金の蒲郡市交付金につきましては組合事務全般を兼務しています蒲郡市職員3 名分の人件費相当額を、年度末に蒲郡市へ支払ったものでございます。2 3 節償還金、利子及び割引料は、先ほど歳入のところで触れましたが、令和2 年度の負担金確定による清算金で、記載のとおり蒲郡市へ1, 452 万8, 726 円、幸田町へ1, 235 万6, 322 円を返還しております。

次に、3 款衛生費ですが、1 項保健衛生費の1 目一般管理費は斎場の事務的経費を支出しております。主なものを御説明させていただきます。1 2 節役務費では、建物総合損害共済の保険料を支出しています。19 節負担金、補助及び交付金の蒲郡市交付金につきましては、組合斎場事務を兼務担当しています蒲郡市職員1 名分の人件費相当額を、年度末に蒲郡市へ支払ったものでございます。斎場運営協力交付金につきましては、斎場運営の円滑化を図るため、協力を得る竹谷町奥林地区に対し蒲郡市幸田町衛生組合斎場運営協力交付金交付要綱に基づいて支払ったものでございます。

次に、1 項2 目施設運営費について、御説明いたします。1 1 節需用費ですが、消耗品費はコロナ対策としてアルコール消毒液の購入など燃料費や火葬用燃料の白灯油代、光熱水費は施設の電気料及び水道料です。また、修繕料は斎場火葬炉の設備修繕費が主なものでございます。

一枚めくっていただいて10 ページ、11 ページの1 3 節委託料の主なものですが、斎場管理運営業務は火葬をはじめとする斎場の運営を委託したもので、斎場予約システム運用保守業務は斎場予約システムをトラブルなく運用するための維持管理委託料です。以下、備考欄のとおり、斎場維持運営のために各種委託料を支出しております。

次に、2 項清掃費の1 目一般管理費ですが、ここではし尿処理場の事務的経費を支出しております。主なものを御説明させていただきます。1 節では会計年度任用職員2 名の報酬を、2、3 節及び1 枚めくっていただきまして12 ページ、13 ページの4 節では組合職員1 名の人件費を、1 2 節役務費では、建物総合損害共済の保険料を支出しています。1 4 節使用料及び賃借料の多目的広場土地賃借料は、処理場周辺の方々に軽い運動ができる広場として利用していただいている用地約520 ㎡を1 名の方より借りている賃借料でございます。19 節負担金、補助及び交付金の蒲郡市交付金につきましては、し尿処理場事務を担当している蒲郡市再任用職員1 名分の人件費相当額を、年度末に蒲郡市へ支払ったものでございます。また、し尿浄化槽汚泥受入施設導入調査業務負担金として1, 462 万235 円を支出しております。

次に、2 項2 目施設運営費について御説明いたします。1 1 節需用費ですが、消耗品費はし尿処理場で使用する薬剤や処理設備の部品の購入など、燃料費は汚泥運搬用ダンプ等の燃料及びプロパンガス代、光熱水費は施設の電気料及び水道料です。また、修繕料は機械設備の修理が主なものでございます。

次に、1 枚めくっていただきまして、14 ページ、15 ページの1 3 節委託料の主なものでございますが、処理場維持管理業務はし尿処理施設の運転管理や水質管理などを委託したものです。脱水汚泥等

処分業務は施設から出る脱水汚泥を蒲郡市クリーンセンターで焼却処分した委託料です。以下、備考欄のとおり、処理場維持運営のために各種委託料を支出しております。

1 4 節使用料及び賃借料では、汚泥脱水処理後の汚水を希釈し排出している下水道使用料を幸田町に支出したものでございます。

1 枚めくっていただき、4 款公債費は、平成 2 1 年度のし尿処理施設の改修や平成 2 6 年度から 3 年間の新斎場の建設のために借り入れた組合債の元金及び利子の償還を行っています。

5 款予備費は、そのまま 2 0 0 万円が不用額となっております。

以上、歳出合計の支出済額は 2 億 9, 6 1 4 万 1, 8 8 0 円、不用額は 4, 1 3 9 万 4, 1 2 0 円、執行率は 8 7. 7 % でございます。

1 枚めくっていただきますと、1 8 ページは実質収支に関する調書となっております。実質収支額は 4, 1 9 4 万 8, 0 0 0 円でございます。

次のページは財産に関する調書となっておりますが、土地、建物、物品等いずれも増減はありませんでした。

以上で、令和 3 年度決算の説明を終わります。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉郭哲議長 本席に監査委員の御出席を得ておりますので、この際、報告を求めます。

監査委員。

○松本監査委員 議長から報告を求められましたので、監査委員を代表して、この席から「令和 3 年度蒲郡市幸田町衛生組合会計 歳入歳出決算」の審査結果について御報告申し上げます。

地方自治法第 2 9 2 条において準用する同法第 2 3 3 条第 2 項の規定に基づき、令和 4 年 7 月 2 5 日付をもって審査に付された令和 3 年度組合会計決算の審査については、令和 4 年 9 月 3 0 日監査委員の山下委員とともに実施いたしました。

審査に当たっては、管理者から付された歳入歳出決算書及び証書類等に基づき例月出納検査等の結果も参考にしながら関係諸帳簿と照合し、計数の正確性、事務処理の正否、予算執行の適否等について審査いたしました。

結果につきましては、決算書及び附属書類はいずれも関係法令に準拠して作成されており、計数は正確で、予算の執行及び財政運営も適正であると認められました。

なお、審査の概要につきましては、決算認定議案添付の決算審査意見書に記載させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上、御報告いたします。

○稲吉郭哲議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。

4 番 柴田安彦議員。

○柴田安彦議員 それでは、議題となっております第 5 号議案について、一問一答形式でお願いしたいと思います。

まず 1 点目は、歳入の 2 款 1 項 1 目の使用料のところでもわせていただきたいと思えます。

まず、アとして、無縁遺骨の保管状況と保管事務について伺いたいと思えます。この斎場の一室です。ね、いわゆる無縁遺骨、要するに引き取り手のない遺骨が保管されています。これが、その状況はどういう状況か、保管数とか、蒲郡市の由来のものか幸田町の由来のものか、あればその辺の別が分かれ

ば教えてください。

それから、この遺骨の増加の状況といいますかね、増えてきているのかどうか、そのあたりをお願いします。

○稲吉郭哲議長 所長。

○千賀保幸所長 無縁遺骨の保管状況でございますが、安置台帳によりますと昭和58年12月から保管を開始しています。令和元年度に12体、令和2年度に15体、令和3年度に7体を新たに保管しております。ということで、増えているという認識でございます。昨年度、令和3年度末時点では、あわせて167体を保管し、保管後、親族等の引き取り手のない122体の無縁遺骨がそのまま保管されております。

この122体の内訳でございますが、蒲郡市が114体、幸田町が8体で、幸田町につきましては新斎場から保管を開始しており、現在、それぞれの福祉部署が保管事務を行っております。

そうした中、斎場では蒲郡市が単独で運営していましたが旧斎場の時代から無縁遺骨の保管場所となっており、衛生組合が新斎場の運営を始めてからも引き継いで無縁遺骨の保管場所を提供しております。

以上でございます。

○稲吉郭哲議長 柴田安彦議員。

○柴田安彦議員 分かりました。この保管の事務は一部事務組合の事務なのかどうかということですね、衛生組合規約の第3条を見ると、斎場、この組合の事務というのは斎場の建設及び維持管理並びにこれに附帯する事務というふうになっているんですね。そうすると、この無縁遺骨の保管というのは、私は一部事務組合の事務ではないのではないかというふうに思うわけですが、この点はどういう理解でよいでしょうか。

○稲吉郭哲議長 所長。

○千賀保幸所長 衛生組合におきましては、先ほども言いましたようにこの無縁遺骨の保管事務につきましては、両市町の福祉部署のほうで行われていると思っております。平成23年2月に、両市町の福祉部署から管理者宛てに新斎場の建て替えに合わせて保管場所の確保について要望書が提出されております。これに基づいて保管場所は提供しておるということでございます。

以上でございます。

○稲吉郭哲議長 柴田安彦議員。

○柴田安彦議員 そうすると、この保管に関して使用料というのは発生しているのかどうかですね、この点をちょっと教えてください。

それと、あわせて伺いますが、今後の取組について、何らかのルールづくりをしたほうではいいんじゃないかというふうに思うんですね。まず、その事務の範疇にない仕事をしているとなれば、条例をいじってね、きちっとそういう事務もやりますよというふうにしなきゃいけないと思うし、あるいは保管に関して今、要望があったということでやっているんだという話ですが、何らかの契約書的なものをつくる必要があるんじゃないかというふうに思います。そういう点はどうか。

あわせて、今、数字も言っていましたけど、だんだん増えてきているということでもありますので、この永久保管というのはね、私はやるべきではないなというふうに思っているんです。そういう点では、これは福祉事務所というか福祉部局の事務になるのかもしれませんが、何らかの保管をするよという約束をするときにね、期限を決めて一定の処理をする方法も検討してもらおうようにすべきじゃないかと思

いますが、この点はいかがでしょう。

○稲吉郭哲議長 所長。

○千賀保幸所長 保管に関する取り扱いや規定につきましては、保管期間を含め、現在、特に設けられておりません。また、その保管場所の提供につきましても、両市町との取り決めや使用料の徴収について定めておらず、お尋ねの使用料は発生しておりません。

斎場を管理します衛生組合といたしましても、遺骨の保管が長期化することは望むところではなく、福祉部署に対しましては適正な保管期間や保管経過後の取り扱いなどの検討を求めているところでございます。

また、保管場所としての取り扱いにつきましても、議員、契約と言われましたが、両市町の福祉部署と協議をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○稲吉郭哲議長 柴田安彦議員。

○柴田安彦議員 もう1つ聞き忘れましたので追加しますが、実際、斎場の管理は委託をしていると思うんですね。そうしたときに、この業務委託の中にこの無縁遺骨の保管という仕事といいますかね、管理というものが含まれているのかどうか、この辺はどういう、委託業者との間の契約では何かうたわれているのでしょうか。

○稲吉郭哲議長 所長。

○千賀保幸所長 契約書の仕様書につきましては、広く斎場事務という形になっております。斎場の運営につきまして、先ほど保管場所の提供というところでございますが、規定にないものでございますので、その辺のところを細かく定めたものにつきましてははないというふうに思っております。

ただ、保管場所としてロッカーを備えておりますので、そこへ遺骨を納めるとき、あるいは台帳を用意してもらっていますが、その台帳を記入するとき等につきましては、職員のほうが必要に応じて立会いながら適正に福祉事務所が運用しているというふうに認識をしております。

以上でございます。

○稲吉郭哲議長 柴田安彦議員。

○柴田安彦議員 はい、分かりました。改善をすべき点もあると思いますので、今お答えいただいたように検討して下さるようですので、これはよろしく願います。

次に、2点目としてですね、し尿処理施設の使用料について伺いたいと思います。これも条例にうたわれているわけですが、条例の第6条、衛生処理場の設置及び管理に関する条例ですね、この条例の第6条に処理場の使用料は1車1回の投入について300円とするとあります。先ほども300円というね、説明がありました。これは何を使用したことに対する料金なのか、願います。

○稲吉郭哲議長 所長。

○千賀保幸所長 使用料につきましては、議員が言われますように、清幸園の設置及び管理に関する条例に基づいて施設の使用できる者を定め、これは収集運搬許可業者という形になりますが、この使用者から条例で定めている使用料を徴収させていただいています。

何を使用したかということでございますが、条例制定当時の説明という形にはなりますが、清幸園のし尿処理を運営するための施設管理費の一部をお支払いいただくものであり、特定の場所の使用をもってその使用料の徴収しているものではないというふうに認識しております。こちらにつきましては、議

事録のほうで見させていただきますと、使用料につきましては県下でも半数が徴収しており、処理場経営管理費の15%から20%ぐらい徴収したいという考えから使用料を300円とした旨の説明がございます。そういう観点からでございますが、施設管理費の一部をお支払いいただくものであり、特定の場所の使用をもって、その使用料を徴収しているものではないと考えております。

ただし、運搬車が実質的に使用している部分につきましては、運搬してきたし尿等の投入口までの通路であったり、投入口や投入建屋であったり、あるいは投入後の帰路につきましては実態的に利用されているということでございます。こちらのほうにつきましては、し尿処理を行うのに必要な部分で、処理責任がある行政、衛生組合のほうで経費を担うべきものという考えであるかと思いますが、処理に必要な費用の一部を受益者からいただいているものと考えております。

以上でございます。

○稲吉郭哲議長 柴田安彦議員。

○柴田安彦議員 今、受益者からって言いましたが、その受益者というのは許可業者ですか、し尿を排出した市民ですか、どちらですか。

○稲吉郭哲議長 所長。

○千賀保幸所長 受益者につきましては、くみ取り家庭のほうから収集運搬事業者のほうで運搬業務を行っているということでございますが、こちらにつきましても条例制定時の説明という形になりますが、昔は海洋投棄が行われており、くみ取り業者は海洋投棄のために船の経費としまして、当時280円ほどを支払っておられたようでございます。清幸園ができて、この船賃が要らなくなり、この280円を使用料の300円に転換していただけるようにというような説明をさせていただいております。この経費が各家庭に御負担いただくくみ取り料金に適正に反映されているかは分かりませんが、清幸園に処理先が変わった後も業者の皆様からは徴収させていただき、現在においてもこれまで一度も料金につきましては改正がなく、上げることもなく、あるいは減額することもなく、また廃止することもなく徴収させていただいておるということでございます。

以上でございます。

○稲吉郭哲議長 柴田安彦議員。

○柴田安彦議員 すみません、受益者というのは誰ですか。市民なのか住民なのか、あるいは、今あなたの説明したことについてですよ、運搬業者なのか、どちらですか。

○稲吉郭哲議長 所長。

○千賀保幸所長 し尿等につきましては、くみ取り世帯から出てくるもの、あるいは浄化槽汚泥ということでございますので、そちらのほうの処分、最終的な処理を行うことができるということでございますので、基本的には受益を受ける者としましては各家庭かと思っています。その負担といたしまして、くみ取り料金、あるいは清掃使用料、浄化槽の清掃使用料という形で徴収はされているかと思います。

その後、収集運搬といたしまして、蒲郡市あるいは幸田町につきましても許可業者のほうで対応させていただいておりますが、収集運搬の費用につきまして定める中でその家庭から徴収をさせていただいているかと思っています。その後、処理先として清幸園がございまして、そちらのほうに処理を依頼できるという形で事業者のほうにつきましては、これまでの船にかわるものに対しまして処理先を確保できるという形になったという観点からしますと、受益を受けている者かと考えております。

以上でございます。

○稲吉郭哲議長 柴田安彦議員。

○柴田安彦議員 全然分からない。でも、住民が受益者なんだね、そうですね。で、住民が受益者で、その料金を300円、間接的かもしれませんが取っているだというのが今の説明です。でも、そうであれば、ある意味、処理費用ですから、業者は収集運搬の許可しか受けていないんです。住民からその料金を代理して徴収する権限は与えられていませんね。そうすると、その処理に必要な料金を間接的に処理業者が受けとってきて、ここで300円払いますよなんていう説明は成り立たない、当然ですよ。取る権限がないんですもん、許可業者が住民から処理費用をね。で、許可を受けているのは収集、運搬だけです。業者が持ち込んだし尿は、純粋に市が処理しなければいけない。収集運搬をしている業者から料金は取れないんです。でしょう、収集運搬の仕事しかしていないんです。収集運搬をしている業者が出したし尿ならいいですよ、し尿とか汚泥なり、いいですが、そうではない。だから、今の説明は全く道理に合っていないとか、説明になっていないということが分かりました。

で、私は許可業者から徴収する理由がない、いいですよ、その清幸園の通路を使ったからこの通行料だとか、さっきもおっしゃっていた投入口を使ったから投入口の使用料だとおっしゃるらしいですが、そんなことは常識では通用しませんので、私はこの、それからもう一個言っておくと、さっき言った住民が払うべき処理料金を代理徴収することもできないわけですから、全くこの300円に根拠がないというふうに考えます。したがって、許可業者から徴収する理由がないので、これは廃止すべきだというふうに私は考えます。

で、全国的にも、このような使用料は廃止される方向にあります、あちこちでなくなっているんです。で、今言ったような言い訳をしてね、蒲郡市と幸田町の衛生組合がこれをずっと続けるというのは、幾らなんでもね、よくないというふうに思います。したがって、廃止すべきではないかと思いますが、この点についてはいかがお考えでしょう。

○稲吉郭哲議長 所長。

○千賀保幸所長 先ほど全国的な流れを御説明いただきました。柴田議員から提案をいただきまして、令和3年2月に県内自治体のし尿処理施設を対象といたしまして料金徴収について調査をしております。その結果、自治体46団体24施設から御回答をいただき、24の施設のうち清幸園を含め9施設において料金の徴収が行われております。先ほど古い話で恐縮ですが、半数程度が使用料を徴収しておるといような資料を御紹介させていただきましたが、そこから9施設という形で全国的にというお話をいただきましたが、愛知県下でも取らない方向の自治体が出てきているというふうには認識しております。

そこで、使用料や手数料を徴収していない15施設、こちらになりますけれども、徴収していない理由といたしましては、処理の責任は行政にあると。し尿処理、廃棄物につきましては行政の責任だということ、処理費等につきましては免除しているというところがございます。また、事業者の負担軽減の考えから徴収をしていないというところもございます。清幸園の使用料につきましては一般廃棄物の処理責任を有する両市町がこういった処理方法や収集運搬体制の安定確保なども考慮しながら考えを合わせていかなければならないものとは考えております。

行政の処理責任や事業者の負担軽減を考える一方で、先ほどの受益者の話がございましたが、くみ取りや浄化槽世帯の受益者負担につきましても一定量考える必要がございます。ただ現状、くみ取り料金の値上げは市において決めるものではございませんが、そういう状況の中でも難しい状況があるのかなというふうに考えております。くみ取り料金や浄化槽清掃料金を徴収して業務を行っております許可業

者と話し合いながら適正な使用料という形も含めまして経費負担の内容を考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲吉郭哲議長 柴田議員。

○柴田安彦議員 行政の責任だからね、徴収していないというのがありますね。ちょっと幸田町、よく分かりませんが、蒲郡市でいうと可燃ごみなんかそうですよね。市が全部運んで行って、燃やしてくれるじゃないですか。皆さん、出すだけじゃないですか。市がその責任をもって廃棄物の処理をしている、同じことなんです。ここだって、市民が出したし尿について行政が責任をもって処理する。だから、この300円なんか要らないよというのは当たり前の話なんです。

で、業者の負担軽減というのは、これはまた別の次元の話ですから、法の理論とはまた別のところですから、それはそれで検討するのは結構ですが、いずれにしてもこの話はね、今日初めて出した話じゃないんですよ、実はもう。既に蒲郡市議会の中で、私は予算決算なんかでも何回も議論しています。いまだにこれがね、ちっとも前に進んでいない。結局、許可業者と話をしたり、これから考えていきたいというのが、今の答弁でした。何をやっているんですかというね、そういう認識を、私は持ちました。質疑ですので、これ以上は言いません。

次に行きます。歳出の3款1項2目の施設運営費のところ、1つ伺いたいと思いますが、斎場の管理運営業務委託料がありまして、その中で残骨灰等の処理業務というのについて伺いたいと思います。

まず、その残骨灰の量と、この委託との関係ではこの処理をどうしているのかというのをね、ちょっと教えてください。お願いします。

○稲吉郭哲議長 所長。

○千賀保幸所長 残骨灰につきまして、斎場管理運営業務委託の中で処理業務内容を定め、残骨灰の搬出から運搬、処理まで委託事業者が行っております。

初めに、残骨灰の量でございますが、委託事業者からの報告書によりますと、令和3年度は4回搬出し、あわせて3,829キログラムの残骨灰を搬出しております。また、搬出後の処理方法でございますが、委託事業者から残骨灰処理業者にその処理を委託しており、残骨灰の運搬から処理、最終供養まで一連で行っております。

作業工程としましては、手選別及び自動選別機による選別を行ったのち、金属くずは種類ごとに精錬工場へと送り、再資源化されております。その後、残ったお骨につきましては、無害化・安定化の溶融処理を施しまして、最終的にスラグ化したものを福井県勝山市にあります清大寺において最終供養しております。

次に、委託料の積算ということでございますが、仕様書の中では残骨灰につきましては最終供養を行うことと定め、運搬から最終供養に要する費用につきましては委託事業者の負担とすることと定めておりますが、再資源化等の処理方法につきましては具体的にこちらのほうが定めて指導、指示しておりません。衛生組合といたしましては、処理にかかる経費や再資源化に伴う収入の有無や金額も含め委託料の積算内容につきましては承知しておりません。

以上でございます。

○稲吉郭哲議長 柴田議員。

○柴田安彦議員 非常に微妙な問題もあるのかもしれませんが、最近はこの残骨灰をSDGsではあり

ませんが、有効に活用して資源としても使うという方向がよく言われています。インターネットでちょっと調べたら、京都市の例として数字が出ていました。昨年1月から9月分の残骨灰約39トンから35キロの貴金属を抽出したと。量と売却見込額の内訳は、金が7.2キロで、5,980万円。パラジウムが6.3キロで、5,670万円。銀が約2.1キロで、190万円。プラチナが約0.2キロで、103万円。合計1億1,950万円と言っているんですね。

これ、今、残骨灰の量が39トンと言っていますから、先ほど紹介のあった数字が3,829キロですから3.8トンですね。ちょうど1割ぐらいです。そうすると、同じ比率であるとすれば約1,100万円の売却額が見込めるという数字なんですね。これは必ずしも小さい数字ではないというふうに思っています、私はこの点について市としても残骨灰の換金をね、目指すべきだと。これ、やり方ね、委託業者を経由してやるにしても何にしても、この金額を正確に出していただいて、委託料との関係の中でね、そこを差引するとかね、いろんな方法があると思いますが、要するに換金手続に踏み込んだらどうかというふうに思うんです。

現時点のその処理、処理業者、委託業者が換金をして、その金を収益としているのかどうか、これが分かれば教えていただきたいし、そういう方向性が目指せないか考えを伺いたいと思います。

○稲吉郭哲議長 所長。

○千賀保幸所長 先ほども言いましたが、衛生組合が再資源化を指示し、処分を行っておりませんことから、処分にかかる換金の実績につきましては、申し訳ございませんが把握しておりません。

議員が言われますように京都市でもこのような取組が行われ、この9月議会で上程・議決されていることは承知をしているところでございます。

自治体の規模によりまして残骨灰の量や処理にかかる経費、換金額にも違いがあるものと考えます。また、残骨灰は遺骨の一部であり遺族感情に配慮する必要もあるとの見解もございますので、換金の実施やその方法、換金を行う場合の一連の処理に伴う委託料の算出方法等、現在も委託事業者と行っておりますので、確認をさせていただきながら換金できるものか研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲吉郭哲議長 柴田安彦議員。

○柴田安彦議員 そもそも換金されているかどうかかすら、今、市は掌握していないということですので、その時点で遺骨だからどうかという言い訳もね、成り立ちませんので、これはぜひ検討していただきたいと思います。

それから、大きな3点目として、3款2項2目の施設運営費で、これは清幸園のほうの話で伺いたいと思うんですが、下水道処理場における処理への移行について伺いたいと思います。

下水道の広域処理というのは国の方針で補助金も用意されている事業で、もうずっと続いていることですね。で、清幸園も老朽化が進んでいて、私は早く下水道処理場で直接投入といいますかね、そこで処理をして合理的にしたらどうかということ、もう随分言い続けてきました。やっと去年でしたかね、その調査費を設けて調査するという事になって、この年度ですか調査していただいたと思います。

私はし尿処理場の廃止につながって、管理上もコスト上も有意義だというふうに思いますが、移行の方針は今、どういう状態なのか、それからスケジュール的にはどういうふうなことが見込めるのか、まず説明をお願いします。

○稲吉郭哲議長 所長。

○千賀保幸所長 下水道処理場における処理への移行につきましては、決算でも報告させていただきましたが、令和3年度に調査のほうを行わせていただいております。

この調査は、将来的なし尿等の処理方法を検討する中で、その効率的な処理方法としまして蒲郡市の下水道浄化センターへの直接投入する方法に転換できるかということを確認したものでございます。

調査結果につきましては、7月の全員協議会のほうでも御報告させていただいておりますが、下水処理設備の増設を行わず共同処理が可能であると判断されています。また、清幸園を更新する場合と比較しても国の交付金を充てられます下水道浄化センターに直接投入、処理する方法が経済的にも優位性が示され、今後は転換に向けまして準備を進めてまいりたいという方針でございます。その辺りにつきまして御報告させていただいております。

衛生組合といたしましては、下水道浄化センターでの新施設の整備が速やかに進むことを望んでおりますが、交付金事業として位置づける必要もございまして、国や県との調整が必要となっておりま。また、下水道基本計画や事業計画の変更なども必要になっておりますので、こうした手続、あるいは建設工事も含めまして、現在でございまして令和13年度の供用開始が見込まれているということでございます。

以上でございます。

○稲吉郭哲議長 柴田安彦議員。

○柴田安彦議員 最後に、移行までの期間の問題ですね、今、令和13年度に供用開始を目指すということが答弁でありました。少なくともそれまでは清幸園の施設を維持管理をして、当然、修繕等も必要になると思いますが、このコストをいかに抑えるかというのが今度は課題になるわけですが、そこら辺のこの見込みとかね、スケジュールというののはどのように把握しているんでしょうか、お願いします。

○稲吉郭哲議長 所長。

○千賀保幸所長 衛生組合としまして、その間、清幸園を事故なく安全に運営していく必要がござい。その一方で、廃止が見込まれる施設でございまして、議員が言われますように修繕料を必要最小限に抑えながら、計画的な修繕に心がけていかなければならないものと考えております。

導入調査では、浄化センターでの受入可否の調査を行い、清幸園の施設・整備の健全度調査もあわせて行っております。その結果は、短中期的には継続利用可能と判断されておりますが、汚泥ホップや脱臭設備ファンなど老朽化に伴う設備更新が必要とされている設備も一部ござい。また、これまで同様、定期点検における修繕や消耗部品交換への維持管理が必要とされる設備もござい。

引き続き、これまで計画的に行ってまいりました、例えば4年周期の脱水機整備や概ね10カ月周期の破砕機の替刃や18カ月周期の活性炭の取替修繕など周期修繕を行いながら、今回の調査で対応が必要とされました設備・機器の修繕や今後の設備メーカーの点検なども受けながら修繕の必要性を適切に判断いたしまして、下水道浄化センターに移行されるまでの間、安全かつ計画的に清幸園の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○柴田安彦議員 ありがとうございます。

○稲吉郭哲議長 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○稲吉郭哲議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。討論はありませんか。

柴田安彦議員。

○柴田安彦議員 ただいま議題となっております第5号議案について、反対の立場で討論を行います。

私が指摘をしたいのは、処理場使用料についてであります。衛生処理場の設置及び管理に関する条例第6条には、処理場の使用料は1車1回の投入について300円とするとあります。これは許可業者が処理場の何を使用したことに対する使用料なのか質疑で正しましたが明確な回答ではなかったと、私は考えています。

この問題は、これまでも別の場でいろいろと議論してまいりましたが、いまだにその整理がついていない。しかも、その300円の根拠が明確に示せない状態だというふうに考えます。検討の時間がなかったという言い訳は成り立ちませんので、この際、意見を討論で申し上げたいと思います。

使用料を徴収する相手は、自治体が生尿の収集運搬を許可した業者です。したがって、業者は住民の排出したし尿を運び込み、投入するだけであり、業者のし尿ではないのです。仮に使用料が処理をするために必要な料金だというのであれば、先ほどの説明はそうでありましたが、収集運搬業者ではなく排出をした住民から徴収しなければなりません。もちろん、その権限を許可業者に与えていないのですから、許可業者は住民から徴収することができません。このような使用料は問題視され、全国各地で廃止されているのが実態です。説明もできない使用料をこれまでどおり徴収するべきではなく、速やかに廃止すべきですが、管理者にそのような姿勢が見られませんので問題を先送りにするような姿勢を悲観し、反対の討論といたします。

○稲吉郭哲議長 青山義明議員。

○青山義明議員 よろしく申し上げます。ただいま議題となっております第5号議案について賛成の立場で討論させていただきます。

令和3年度蒲郡市幸田町衛生組合会計歳入歳出決算につきましては、監査委員から報告があったように決算書及び附属書類はいずれも関係法令に準拠され、計数は正確で、予算の執行及び財政運営も適正であると認められます。また、適正な経費の支出を確保するとともに円滑な組合運営を行い、地域住民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与するものであります。

本議案について認定すべきものと考え、賛成するものであります。よろしく御賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○稲吉郭哲議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより「第5号議案 令和3年度蒲郡市幸田町衛生組合会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲吉郭哲議長 起立多数であります。

よって、第5号議案は原案のとおり認定されました。

○

日程第6 第6号議案 令和3年度組合市町の負担金総額の確定について

○稲吉郭哲議長 次に、日程第6「第6号議案 令和3年度組合市町の負担金総額の確定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。

所長。

○千賀保幸所長 第6号議案 令和3年度組合市町の負担金総額の確定について御説明申し上げます。

本案は、令和3年度組合市町の負担金総額を次のとおり確定するため、組合同約第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるために提案するものであります。

負担金総額の既定額2億9,820万7,000円、確定額2億5,625万8,846円、超過額4,194万8,154円となりました。

市町別の超過額の内訳は、し尿分としまして蒲郡市2,526万3,008円、幸田町1,268万2,017円、斎場分としまして蒲郡市322万2,351円、幸田町78万778円でございます。

確定額の組合同約による計算につきましては、添付資料「令和3年度組合市町の負担金確定額内訳表」に記載してありますので、御覧いただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉郭哲議長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 ないようですので、これをもって、討論を終結をいたします。

これより「第6号議案 令和3年度組合市町の負担金総額の確定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲吉郭哲議長 全員起立であります。

よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。



日程第7 第7号議案 令和4年度蒲郡市幸田町衛生組合会計補正予算（第1号）

○稲吉郭哲議長 次に、日程第7「第7号議案 令和4年度蒲郡市幸田町衛生組合会計補正予算（第1号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。

所長。

○千賀保幸所長 第7号議案 令和4年度蒲郡市幸田町衛生組合会計補正予算（第1号）を御説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,907万1,000円を追加し、予算総額を3億1,056万円とするものでございます。補正する款、項の区分は、次の事項別明細書2ページ、3ページを御覧ください。

初めに、先の第6号議案で、令和3年度の組合市町の負担金総額が確定したことに伴い、これを精算するために必要な予算措置を講ずるものでございます。

4ページ、5ページを御覧ください。上段の表の歳入に記載のとおり、4款の前年度からの繰越金を

財源といたしまして、下段の歳出の2款1項1目総務管理費の23節で、令和3年度の負担金の精算を行うものでございます。

なお、蒲郡市と幸田町の返還金額につきましては、先ほどの第6号議案の添付資料「令和3年度組合市町の負担金確定額内訳」の合計欄の右端の欄を御参照いただきたいと思います。

続きまして、原油価格等の高騰の影響を受けてセレモニーホールとぼねにおける白灯油代及び電気料、清幸園衛生処理場における電気料が当初予算額から不足することが明らかとなったため、不足額分を補正するものです。

下段の歳出の3款1項2目施設運営費の10節で、燃料費と光熱水費をあわせまして502万8,000円、3款2項2目施設運営費の10節で、光熱水費として219万4,000円を不足額として計上するものでございます。

これらの財源の不足額を補うものとして上段の歳入の1款1項1目負担金として組合同規約に基づき算定した額として火葬場事業運営費負担金として502万8,000円を、し尿処理場事業運営費負担金として219万4,000円を計上しております。両市町の負担額は右端の説明欄のとおりでございます。

以上で、補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○稲吉郭哲議長 これより、質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲吉郭哲議長 ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより「第7号議案 令和4年度蒲郡市幸田町衛生組合会計補正予算（第1号）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲吉郭哲議長 全員起立であります。

よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会の予定全部を議了いたしました。閉会に当たり、管理者から挨拶があります。管理者。

○鈴木寿明管理者 12月定例会を閉会するに当たりまして、一言御礼を申し上げます。

本日の定例会では、提案させていただきました全ての案件につきまして、慎重に御審議を賜り、また御決定をいただきまして、誠にありがとうございました。

本年度も本組合の事業が事故や問題等なく円滑に運営されておりますことは、ひとえに皆様方の御高配のたまものと心から御礼申し上げます。

これまでと変わらず、両市町の住民の方々の豊かで快適な生活環境を確保すべく、鋭意努力してまいりますので、皆様の一層の御指導と御協力をお願いいたします。

今年も残すところわずかとなってまいりました。朝晩を中心に冷え込みが強まってまいります、皆様

方におかれましては健康に十分御注意をいただきまして、すばらしい年をお迎えいただきますよう、さらに両市町のそれぞれの発展を御祈念申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○稲吉郭哲議長 これをもって、令和4年12月蒲郡市幸田町衛生組合議会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午後4時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

蒲郡市幸田町衛生組合議会議長

稲 吉 郭 哲

蒲郡市幸田町衛生組合議会議員

丸 山 千代子

蒲郡市幸田町衛生組合議会議員

青 山 義 明